

委員の報告によつて、市役所の二重を睡眠して更に午後六
 時より外務委員の一回と職員の録果廻廊事務の市役所の
 此、職果録果（第三回交遊）

委員の報告によつて、市役所の二重を睡眠して更に午後六
 時より外務委員の一回と職員の録果廻廊事務の市役所の
 此、職果録果（第三回交遊）
 の夜終水多を以て其の状況を申出で、市役所の二重を
 委員の報告によつて、市役所の二重を睡眠して更に午後六
 時より外務委員の一回と職員の録果廻廊事務の市役所の
 此、職果録果（第三回交遊）

時より市長と會見した

- (1) 家族多数の爲生活困窮の者に對しては特に出役日数を
 増加する様考慮すること
 - (2) 労働時間を一時間短縮すること（九時間となる）
- 市當局は之に對して次の如く回答したので茲に解決を見
 るに至つた。

解決條件

- (1) 嘆願事項に對しては最善の方法を講ずる
 - (2) 追加條項の第一項は其の要求に副ふ様努力する。第二
 第二項は從來午後五時三十分迄の労働時間を午後五時
 迄として三十分間を短縮する
 - (3) 困窮者に對しては調査の上救助する
- 而して右解決と同時に市長は本日休業して嘆願に来れる